

一般競争入札の公告

滋賀県立大学空調設備更新にかかる基本設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

平成26年8月27日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田啓一

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 平成26年度 委第1号 滋賀県立大学空調設備更新にかかる基本設計業務委託一式
- (2) 委託の仕様等 設計仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結日より5日以内の日から150日間
- (4) 委託場所 滋賀県立大学 彦根市八坂町2500
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公開とする。
- (6) その他 詳細は入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たすもののみが、この入札に参加することができる。

ア 登録部門において、設備設計管理の「冷暖房」または「空調」部門に登録されているもの。

イ 県内業者にあっては、アを満足し、かつ、公告の日において所属する換算技術者が3人以上の者。また、県外業者にあっては、アを満足し、かつ、公告の日において所属する換算技術者が5人以上の者。

ただし、技術者とは、「一級建築士」、「二級建築士」、「技術士」（機械、電気、電子、衛生工学に限る。）、「建築設備士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「二級電気工事施工管理技士」または「二級管工事施工管理技士」の有資格者のいずれかをいう。

なお、「二級建築士」、「二級電気工事施工管理技士」、「二級管工事施工管理技士」の有資格者は0.5人の換算技術者とし、これ以外の有資格者は1人の換算技術者として算定する。

重複する資格については、重複してその技術者数と認めない。

- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書に示す「競争参加資格確認申請書（技術者リスト含む。）」（以下「資格確認申請書」という。）および「誓約書」を下記イに示す場所に提出しなければならない。なお、入札参加資格を有していることの確認は、予定価格の範囲内で最も低い金額を提示した者のみ行う。
 - ア 資格確認申請書および誓約書の提出日および場所 平成26年9月10日（水）10時から10時30分の間に入札場所で提出のこと。
 - イ 資格確認申請書および誓約書の問い合わせ先 滋賀県立大学財務グループ（施設担当） 〒522-8533 彦根市八坂町2500 TEL 0749-28-8207 FAX 0749-28-8471

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 2(5)イに同じ。
- (2) 契約条項を示す期間 平成26年8月27日（水）から平成26年9月9日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から16時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。なお、入札説明書および設計図書等は滋賀県立大学のホームページからもダウンロードできる。
- (4) 入札説明書等に関する質問の受付期間および方法 平成26年8月27日（水）から平成26年9月3日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から16時までに(1)に示す場所に持参またはファックスにより質問書を提出すること。
- (5) 入札説明書等に関する質問回答の閲覧場所 (1)に同じ。
- (6) 入札の日時および場所 平成26年9月10日（水）10時30分 滋賀県立大学講義棟A1棟208会議室
- (7) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。
- (8) 入札参加資格審査に対する説明の請求は次に定めるところにより行うことができる。

- ア 期間 落札決定の日の翌日から起算して 3 日以内
- イ 場所 (1)に同じ。
- ウ 請求の方法 書面による。
- エ 回答 アに示す期間の最終日の翌日から起算して 5 日以内に行う。
- オ 再苦情申し立て 回答をした日の翌日から起算して 7 日以内に行うことができる。

(9) 現場説明会は行わない。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規則第 4 号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最も低い金額を提示した者であって、競争入札参加資格の確認がされたものを落札者とする。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については免除する。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 取扱規程第 15 条に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 郵便等による入札の可否 否

9 支払い条件

- (1) 前金払 あり
- (2) 部分払 なし

10 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約責任者に提出しなければならない。
- (3) その他 詳細は、入札説明書および設計仕様書等による。